

**（介護予防）福祉用具貸与事業・
特定（介護予防）福祉用具販売事業の手引き**

令和５年（２０２３年）７月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

目次

	頁
I 人員・運営・設備に関する基準について	3
1 サービスの概要及び基本法令等	3
2 人員に関する基準	7
3 運営に関する基準	10
II 福祉用具貸与・販売に関する参考事項について	45
1 軽度者に対する福祉用具貸与費の取扱いについて	45
2 サービス中止時の配慮等	49
3 福祉用具等の重大製品事故情報について	50
4 福祉用具分野に係るJISマーク表示について	51
5 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用 について	51
6 ハンドル型電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について	51
III 介護報酬算定に関する基準について	52
1 はじめに	52
2 平成27年度介護報酬改定について	52
3 平成30年度介護報酬改定について	58
4 令和3年度介護報酬改定について	59
IV よくある質問	59
V 特別地域加算等に係る対象地域一覧表	64
VI 参考資料	66
資料1 福祉用具分野に係るJIS マーク表示について	67
資料2 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る 鉄道利用について	73
資料3 ハンドル型電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について	80
資料4 福祉用具等の重大製品事故関係資料	86
資料5 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について	95
資料6 福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について	97
資料7 介護給付費明細書に記載する福祉用具貸与の 商品コードについて	121
資料8 「介護給付費請求書等の記載要領について」の 一部改正について	125
資料9 「ハンドル型電動車椅子安全利用に関する知識・技能に ついての教育・訓練の基本項目」について	130
資料10 平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与	

公表について	135
資料 11 令和2年度及び令和3年度以降の福祉用具の全国平均貸与価格及び 貸与価格の上限の取扱い	155

※本手引きにおける表記について

表記	
基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)
予防基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準 (平成18年厚生省令第35号)

※枠線の表記について

太線枠：基準（予防基準）の条文抜粋であることを示す

二重線枠：基準省令の解釈通知抜粋であることを示す

I 人員・運営・設備に関する基準について

I-1 サービスの概要及び基本法令等

(1) 福祉用具貸与・販売とは

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等に対して、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援するため、車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸与又は販売することをいう。

(2) 事業者の指定とは

福祉用具貸与・販売事業所の開設にあたっては県知事の介護保険法上の事業者指定を受けなければならない（介護保険法第 70 条・第 115 条の 2）。

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号）には、①基本方針、②人員基準、③設備基準、④運営基準が定められている。

居宅サービス等の運営基準

①基本方針

②人員基準・・・従業員の知識、技能に関する基準

③設備基準・・・事業者に必要な設備の基準

④運営基準・・・事業目的を達成するために必要な最低限度の運営に関する基準

指定に当たっては上記の①～④の全てを満たす必要がある。（設備基準を満たしていても、人員基準を満たしていない場合には指定を受けることはできない。）

なお、福祉用具貸与・販売事業と介護予防福祉用具貸与・販売事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合、「人員基準」「設備基準」に関しては、福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしていれば、介護予防福祉用具貸与・販売事業の基準を満たしているとみなされる。

(3) 指定居宅サービス事業とは

○ 介護保険法抜粋 ○

(指定居宅サービスの事業の基準)

第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない

(指定介護予防サービスの事業の基準)

第115条の3 指定介護予防サービス事業者は、次条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 (略)

第115条の4 指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3、4、5 (略)

6 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(4) 指定居宅サービス事業の基準・通知等一覧表

【人員・運営・設備の基準】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第37号)

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成18年厚生省令第35号)

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成11年老企第25号)

※指定基準は平成25年度から県又は熊本市の条例で定められましたが、「介護報酬の解釈(社会保険研究所出版)」(通称:赤本)で内容の確認ができるよう、本手引きにおいては基準省令の条項で記載しています。

【介護報酬の算定】

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年厚生省告示第19号)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年老企第36号)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成18年厚生労働省告示第127号)

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号)

【その他】

○ 厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める告示

(平成3年6月7日厚生省告示第130号)

○ 消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

(平成3年9月26日社更第199号)

○ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平成11年3月31日厚生省告示第93号)

○ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(平成11年3月31日厚生省告示第94号)

○ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成12年1月31日老企第34号)

○ 介護保険における福祉用具の消費税の取扱いについて

(平成12年2月28日老振第14号)

(5) 福祉用具事業所の概要

	(介護予防) 福祉用具貸与	特定(介護予防) 福祉用具販売
事業概要	要介護者等が、福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具)を指定事業者から貸与された場合、利用料に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を利用料から除いた額が介護保険から支給される。	要介護者等が、貸与になじまない入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)を指定事業者から購入したときは、必要な書類(領収書、パンフレット等)を添えて、申請書(必要性の理由を記載)を提出することにより、実際の購入費に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を購入費から除いた額の相当額が償還払いで支給される。
取扱種目	☆車いす ☆車いす付属品 ☆特殊寝台 ☆特殊寝台付属品 ☆床ずれ防止用具 ☆体位変換器 ○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ ☆認知症老人徘徊感知機器 ☆移動用リフト(つり具の部分を除く) ☆自動排泄処理装置 ※☆の品目は、原則として軽度者(要支援1・2及び要介護1、自動排泄処理装置については要介護2・3も)に対しては、保険給付の対象とならない。	○腰掛便座 ○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ○簡易浴槽 ○移動用リフトのつり具の部分 ○排泄予測支援機器
支給限度基準額	福祉用具貸与にかかる支給限度基準額は定めておらず、 介護予防、介護給付別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせる こととなる。	10万円 ※介護給付、予防給付にかかわらず定額。 ※同一支給限度額管理期間内(4月1日から3月31日の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並び破損や要介護・要支援状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種別につき1回の支給に限られる。

I-2 人員に関する基準

種 別	内 容
管 理 者 基準第195条 同第209条 予基第267条 同第283条	事業所ごとに、専らその職務に従事する<u>常勤</u>の管理者を置く。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該（特定）福祉用具貸与（販売）事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ※併設の入所施設において、入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員との兼務はできない。 【管理者の責務】 ①事業所の従業者の管理 ②利用の申込に係る調整 ③業務の実施状況の把握 ④その他の管理 ⑤従業者に各規定を遵守させるための必要な指揮命令
福祉用具専門相談員 基準第194条 同第208条 予基第266条 同第282条	【資格要件】 ① 介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士 ② 福祉用具専門相談員指定講習会の課程修了者 【配置すべき員数】 事業所ごとに、<u>常勤換算方法（※）で2以上。</u> ※常勤換算方法とは $\frac{\text{当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数}}{\text{当該事業所において定められている常勤勤務時間数}}$ ※延べ勤務時間数とは 当該事業におけるサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。 なお、従業者1人につき延べ勤務時間数に算入できる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

※下記サービス事業所の指定を併せて受けており、福祉用具貸与と一体的に運営する場合においては、福祉用具貸与の人員基準を満たすことをもって、下記サービス事業所の人員基準を満たしているものとみなすことができる。

・介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

※『常勤』とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の勤務時間に達していること。

- 就業規則上で定められている常勤の勤務時間数（32時間を下回る場合は、32時間とみなす）。
- 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務に従事する時間（ただし管理業務に支障のない範囲に限る）は合算可能。
- 母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことが可能。
- また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第 2 号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

（問）各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間としているときは、当該対象者については 30 時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

（回答）そのような取扱いで差し支えない。

【平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（vol.1）（平成 27 年 4 月 1 日）】

（問）各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

（回答）労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立

場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1) (平成 27 年 4 月 1 日)】

（問）人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。

（回答）介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。

＜常勤の計算＞

・育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。

＜常勤換算の計算＞

・職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週 30 時間以上の勤務で、常勤換算上も 1 と扱う。

＜同等の資質を有する者の特例＞

・「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。

・なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。

【令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (令和 3 年 3 月 19 日)】

◆福祉用具専門相談員要件の見直し

○ 福祉用具専門相談員の要件を定める介護保険法施行令第 4 条第 1 項が改正さ

れ、平成 27 年 4 月 1 日から、福祉用具専門相談員となるための要件から介護員養成研修修了者（基礎研修課程・1 級課程・2 級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定された。

I-3 運営に関する基準

【概要】

○利用者の人権擁護、虐待防止等のための措置 居宅基準第3条

＜令和 3 年度：改定＞

指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

○介護保険等関連情報の活用

居宅基準第3条 ＜令和 3 年度：改定＞

指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

この場合、「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

◎3-1 各遵守事項

（１）内容及び手続の説明及び同意

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 8 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 2）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 8 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 2）

福祉用具貸与・販売の提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、福祉用具貸与・販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他重要事項を記載した文書（※注）を交付して説明を行い、福祉用具貸与・販売の提供の開始についての同意を得なければならない。

※ 注

重要事項説明書に記載すべき事項

下記事項について、利用者に分かり易いように簡潔・的確に記載する。

1 運営規程の概要

例) 事業目的・運営方針、営業日・営業時間、通常の事業実施地域、福祉用具貸与・販売サービスの内容（提供方法）、取扱う福祉用具の種目及び利用料、その他の費用の額 等

2 福祉用具専門相談員等の勤務の体制

例) 管理者、福祉用具専門相談員の員数、常勤・非常勤の別、業務内容等

3 事故発生時の対応

例) 事故発生時の連絡及び措置等

4 苦情処理の体制

例) 苦情処理に係る事業所連絡先、担当者、不在時の対応、処理の手順、事業所以外の苦情申立先（市町村、国保連等）等

5 その他

例) 事業所の電話・FAX番号、秘密保持 等

【※運営指導において確認された改善指導対象例】

- ・重要事項説明書が作成されておらず、利用申込者の同意が得られていない
- ・重要事項説明書の内容に不備がある。

(2) 提供拒否の禁止

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 9 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 3）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 9 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 3）

（問）事業者は、サービス提供を拒否することができるか。

（回答）事業者は、正当な理由なく指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならない。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできない。

※正当な理由とは… ①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合（遠隔地）、③その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合（倒産等）

【基準省令解釈通知第 3-1-3-(2) 準用】

(3) サービス提供困難時の対応

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 10 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 4）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 10 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 4）

（問）サービス提供が困難な場合、事業者はどのような対応が必要か。

（回答）サービス提供が困難な時は、次の対応を速やかに行う必要がある。① 当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡 ② 他の指定福祉用具貸与・販売事業者等の紹介 ③ その他の必要な措置

【基準省令解釈通知第 3-1-3-(3) 準用】

(4) 受給資格等の確認

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 11 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 5）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 11 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 5）

（問）利用者の受給資格の確認は、何のために行うのか。

（回答）保険給付を受けられるのは、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者に限られるものであり、また、被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し、当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、事業者はこれに配慮してサービスを提供するように努めなければならないため、サービス提供の開始に際し、次の内容を確認する必要がある。

④ 被保険者資格 ② 要介護認定等の有無 ③ 要介護認定等の有効期間
③ その他保険証記載事項

【基準省令解釈通知第 3-1-3-(4) 準用】

(5) 心身の状況等の把握

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 13 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 49 条の 7）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 13 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 49 条の 7）

（問）事業者は、利用者の心身等の状況をどのように把握するのか。

（回答）事業者は、利用者の居宅への訪問、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

参考 ～サービス担当者会議（居宅介護支援基準第13条9号）とは～
介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議

（６） 居宅介護支援事業者等との連携

貸与：基準第205条により準用する基準第14条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の8）

販売：基準第216条により準用する基準第14条（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第49条の8）

（問）居宅介護支援事業者等との連携はなぜ必要か。

（回答）介護保険サービスの提供は、居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員が利用者の意見を踏まえて作成する居宅サービス計画に沿って行われる。状態の変化に即応した計画の変更等の柔軟なサービス提供には、相互の情報交換が必要であり、そのためには居宅介護支援事業者との連携が求められる。

*** 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネージャーにも交付すること。**

（７） サービスの提供の記録

貸与：基準第205条により準用する基準第19条（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第49条の13）

販売：基準第211条（予防：予防基準第285条）

福祉用具貸与（販売）を提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【※運営指導において確認された改善指導対象例】（福祉用具貸与）

月途中での貸与の開始又は終了、貸与品目の追加の場合の記録の漏れ・不備があり、これに起因する介護給付費の請求ミスが生じている。

（８） 利用料、販売費用の受領

貸与：基準第 197 条（予防基準第 269 条）

販売：基準第 212 条（予防基準第 286 条）

【福祉用具貸与】

① 福祉用具の貸与を行った場合は、利用者から利用料の一部として、サービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない。（法令上認められた減免措置によらずに、事業者の独断で利用者負担を無料（免除）としたり、軽減したりすることはできない。）

② 利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収証を発行しなければならない。領収証においては、介護報酬自己負担額及びその他の費用（各費用ごと）の額を区分して記載しなければならない。

③ 利用者から受けることができる費用として、①で述べたサービス利用料（レンタル費用）に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額以外では次の費用のみ支払いを受けることができる。

項 目	内 容
通常の事業実施地域以外の交通費	通常の事業実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与・販売を行う場合の交通費（通常の事業実施地域を越えた地点から起算する。） ※ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する利用者については、請求できない。
福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用	福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

※これらの費用については、あらかじめサービス提供内容とそれに係る費用について、利用者またはその家族に説明し、同意を得なければならない。

※③の費用を徴収することをあらかじめ運営規程に定めておく必要がある。

【特定福祉用具販売】

① 特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受ける。

他に、【福祉用具貸与】の③に挙げた費用の支払を受けることもできる。

② 特定福祉用具販売に係る販売費用の支払を受けた場合には、次の事項を

記載した書面を利用者に交付しなければならない。

- ・ 事業所の名称、提供した福祉用具の種目・品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書
- ・ 領収書
- ・ 特定福祉用具の概要がわかるパンフレット等

【運営指導において確認された改善指導対象例】

- ・ 利用者から利用料の支払いを受けた場合に、領収証が発行されていない。
- ・ 同一品目について、利用者間で利用料に差額を設けている。
- ・ 電動車いすの利用者等に対し、運転のための指導料と称して別途利用者から費用を取っている。

（問）領収証の交付について留意することは何か。

（回答）事業者は、福祉用具貸与、その他のサービスの提供に係る支払いを受ける際は、利用者に領収証を交付しなければならない。

領収証には、福祉用具貸与費に係るもの（利用者負担額）とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

なお、口座引き落としを行っている場合であっても、領収証を発行する必要がある。

（問）利用者が負担する利用料等の受領について、どのように定められているか。

（回答）事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護（介護予防）サービス費用基準額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受けなければならない（法第50条もしくは第69条第3項の規定が適用される場合については、それに応じた割合の支払い）。

また、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。

そのため、事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、当該規定の主旨からは除かれる。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。

（問）「利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典（景品）供与・無償サービス等が該当するのか。

（回答）指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

【平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（vol. 1）（平成 27 年 4 月 1 日）】

（問）前払いによる利用料の受領について、どのように定められているか

（回答）指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(1)】

（問）介護報酬の利用料（自己負担分）について、10 円又は 100 円単位で指定居宅サービス事業者が利用者に請求することは可能か。

（回答）利用料（自己負担分）として計算される額について 1 円又は 10 円単位で四捨五入又は切り捨て等の端数処理を行った額を利用者に請求するような取扱いはできない。

【介護報酬等に係る Q&A Vol. 2 について（H12. 4. 28）】

◆複数の福祉用具を貸与する場合の運用

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより（※）、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※該当する減額取り扱いを行う事業所にあつては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成 27 年 3 月 27 日老振発第 0327 第 3 号）」（資料 5）の記載事項を十分に確認のうえ、事前に運営規程の変更届を提出すること。

「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」（平成 27 年 3 月 27 日老振

1 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者が実情に応じて規定することとなる。

2 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者が取り扱う種目の一部又は全ての福祉用具を対象とすることができることとする。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。

①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器

3 減額する際の利用料の設定方法

指定福祉用具貸与事業者は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。

従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。

なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。

4 減額の規定の整備

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）（以下、「指定基準」という。）等に規定するとおり運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。

指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。

5 減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくな

る場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ & A (vol. 2)」(平成15年6月30日事務連絡)でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。

6 利用者への説明

本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

7 居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。

8 その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。

(問) 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

(回答) 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 1)(平成27年4月1日)】

(9) 基本取扱方針

貸与：基準第198条(予防基準第277条)

販売：基準第216条により準用する基準第198条(予防基準第290条)

【介護サービス(貸与、販売)】

- ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、利用者介護する者の負担軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- ② 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- ③ 自らその提供する指定福祉用具貸与(販売)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

【介護予防サービス(貸与、販売)】

- ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

ばならない。

- ② 自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- ③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- ④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（１０） 具体的取扱方針

貸与：基準第 199 条（予防基準第 278 条）、販売：基準第 214 条（予防基準第 291 条）

下記の業務については、原則として、指定福祉用具貸与、販売事業所の福祉用具専門相談員が行わなければならない。

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具貸与（販売）計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料（販売費用）、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与・販売に係る同意を得るものとする。
- ② 貸与（販売）する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行う。
- ③ 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- ④ 福祉用具貸与後も、利用者からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。
- ⑤ 居宅サービス計画に福祉用具貸与（販売）が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与（販売）が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じるものとする。また、貸与の場合には、介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

【運営指導において確認された改善指導対象例】

- ・代理店と称する、事業所の従業者以外の第三者に、利用者との契約等サービス提供に係る行為を行わせていた。
- ・同一法人の別所在地にある営業所において、福祉用具貸与の提供を行っていた。

※ 参考（不適切事例）

- 貸与商品を電話で委託業者等に発注して、委託業者等だけで利用者宅への搬入・説明等を行わせた。
- **必ず福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員が立ち会い、上記の説明、調整等を行うこと。**
- 介護支援専門員からの電話連絡だけで、利用者や家族に会わずに介護支援専門員との間だけで貸与商品を決め、利用者宅に搬入して（搬入時に初めて利用者に接する）、利用者と貸与契約を結んだ。
- **福祉用具貸与の利用申込みが、利用者・家族、介護支援専門員等からあった場合に、福祉用具専門相談員が介護支援専門員と、当該利用者の福祉用具貸与の必要性について十分協議し必要性を確認する（サービス担当者会議等）とともに、実際に利用者・家族を訪問して、事業所に関する重要事項説明を文書により行い、また、全国平均貸与価格及び複数商品の情報を提供し、同意を得たうえで、商品を搬入すること。**
- 利用者・家族からの依頼だけで、介護支援専門員との事前の協議なしに、利用者・家族との間だけで貸与商品を決めて契約を交わした後に、介護支援専門員に連絡してケアプランへの位置づけを行わせた。
- **担当介護支援専門員がいない利用者からの依頼があった場合、まず、居宅介護支援事業所を紹介し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員によってアセスメントが行われ、福祉用具貸与の必要性が認められ、ケアプランに位置づけられたうえで、実際の福祉用具貸与が行われるようにすること。**
- 指定福祉用具貸与事業所に勤務している従業者でない者や同一法人ではあるものの指定事業所の管理者の管理下でない他の営業所等の従業者等に、直接利用者へのサービス提供に係る一部又は全ての行為を行わせること。
- **直接利用者へのサービス提供に係る全ての行為は、必ず福祉用具貸与事業所に勤務している従業者が行うこと。特に福祉用具の選定等に係る業務は事業所の中でも福祉用具専門相談員が対応すること。**

（１１） 福祉用具貸与（販売）計画の作成

貸与：基準第 199 条の 2（予防：予防基準第 278 条の 2）

販売：基準第 214 条の 2（予防：予防基準第 292 条）

※利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、**利用者ごとの個別サービス計画の作成が義務づけられている。**

※福祉用具貸与（販売）計画の様式は各事業所で任意に定めるもので差し支えない。一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が提案する「福祉用具個別援助計画書」（P23）等を適宜参考にすること。

※福祉用具サービス計画の適切な作成に質するため、平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「福祉用具専門相談員の質の向

上に向けた調査研究事業」により、「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」が作成されているため適宜活用すること。

【ガイドライン掲載箇所】

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度 等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点 等）

【平成 24 年 4 月報酬改定 Q&A (VOL. 1)】

【介護サービス（貸与、販売）】

- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、福祉用具販売（貸与）の利用があるときは、その計画と一体のものとして作成されなければならない。また、福祉用具貸与（販売）計画の作成に当っては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

福祉用具貸与（販売）計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。

- ② 福祉用具貸与（販売）計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ③ 福祉用具貸与（販売）計画は完結の日から **5 年間保存**（保存期限については条例による）しなければならない。

【介護予防サービス（貸与、販売）】

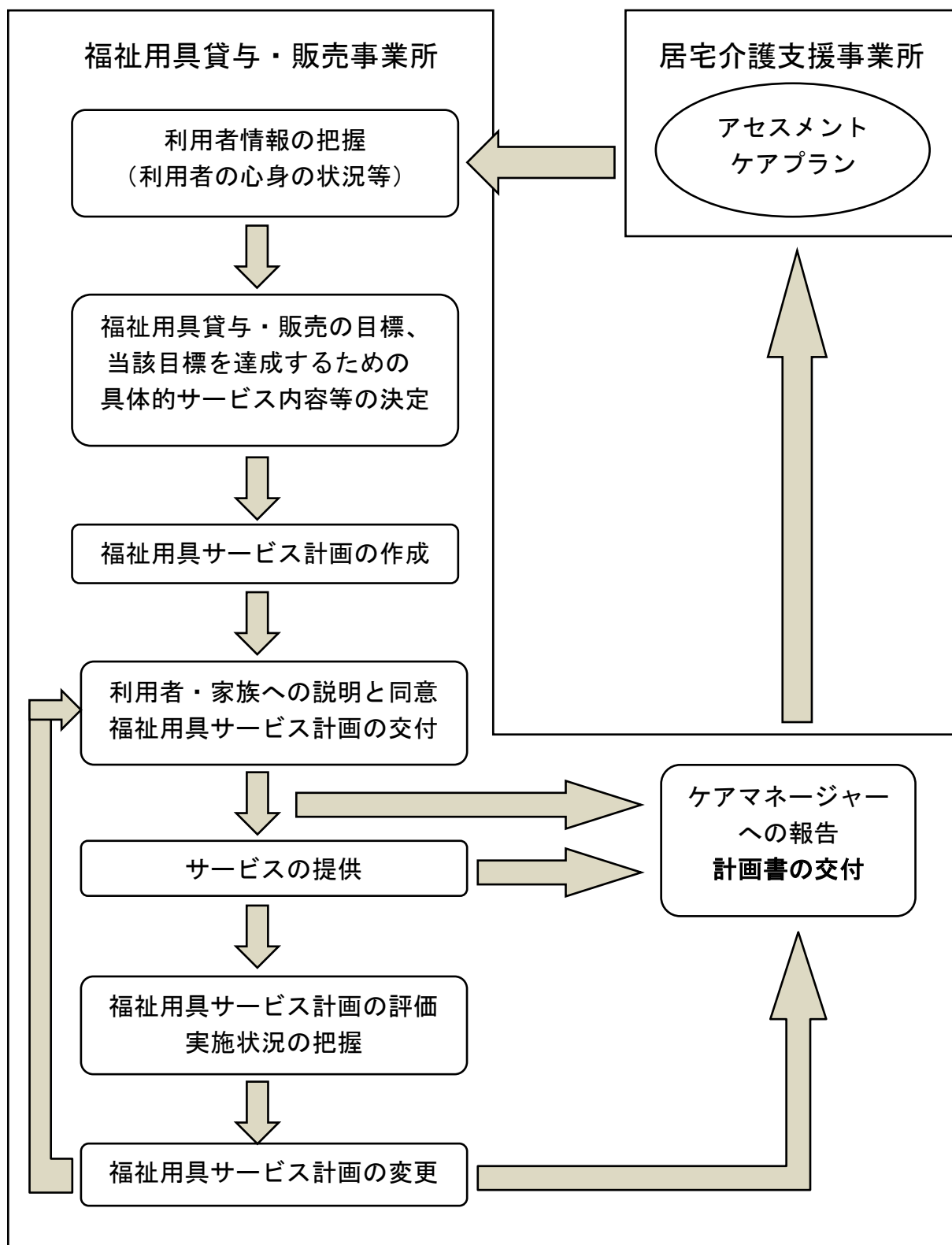
- ① 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具貸与・販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与（販売）計画を作成しなければならない。この場合において、販売（貸与）の利用があるときはその計画と一体のものとして作成されなければならない。また、介護予防福祉用具貸与（販売）計画の作成に当っては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで、その計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- ② 介護予防福祉用具貸与（販売）計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成されなければならない。

- ③ 介護予防福祉用具貸与(販売)計画の作成後、その計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行うものとする。
- ④ 介護予防福祉用具貸与(販売)計画は完結の日から **5年間保存**（保存期限については条例による）しなければならない。

【Q】利用者が複数の貸与事業者から貸与を受けている場合、福祉用具貸与計画には、他の貸与事業者から貸与を受けている分も記載する必要があるのか。

【A】福祉用具貸与計画には、他の貸与事業者から貸与を受けている分について記載する必要はない。自ら貸与する福祉用具について記載すればよい。

福祉用具貸与(販売)計画作成の流れ



ふくせん 福祉用具サービス計画書 (基本情報)						管理番号	
						作成日	
						福祉用具 専門相談員名	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間	
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			～	
住所						TEL	
居宅介護支援事業所						担当ケアマネジャー	

相談内容	相談者	利用者との関係	相談日
ケアマネジャーとの相談記録			
	ケアマネジャーとの相談日		

身体状況・ADL		(年 月) 現在	
身長	cm	体重	kg
寝返り	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま ればで きる	☐ 一部介 助 ☐ でき ない
起き上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま ればで きる	☐ 一部介 助 ☐ でき ない
立ち上がり	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま ればで きる	☐ 一部介 助 ☐ でき ない
移乗	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
座位	☐ できる	☐ 自分の 手で支 えられ ばで きる	☐ 支えて もらえ ればで きる ☐ でき ない
屋内歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま ればで きる	☐ 一部介 助 ☐ でき ない
屋外歩行	☐ つかまら ないで できる	☐ 何かに つかま ればで きる	☐ 一部介 助 ☐ でき ない
移動	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
排泄	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
入浴	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
食事	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
更衣	☐ 自立 (介助なし)	☐ 見守り等	☐ 一部介 助 ☐ 全介 助
意思の伝達	☐ 意思を他 者に伝 達でき る	☐ ととき どき伝 達でき る	☐ ほとん ど伝達 できな い ☐ 伝達 できな い
視覚・聴覚			

疾病
麻痺・筋力低下
障害日常生活自立度
認知症の日常生活自立度
特記事項

介護環境
家族構成/主介護者
他のサービス 利用状況
利用している 福祉用具
特記事項

意欲・意向等
☐ 利用者から確認できた ☐ 利用者から確認できなかった
利用者の意欲・意向、今困っていること(福祉用具で期待することなど)

居宅サービス計画
利用者及び家族の生活に対する意向
家族
総合的な援助方針

住環境
☐ 戸建 ☐ 集合住宅 (階) (エレベーター ☐ 有 ☐ 無) 例:段差の有無など

[illegible]

フリガナ		性別	生年月日		年齢	要介護度	認定期間	
利用者名	様		M・T・S	年 月 日			年 月 日 ~ 年 月 日	
居宅介護 支援事業所						担当ケアマネジャー		

※	福祉用具が必要な理由(※)

貸与を提案する福祉用具			(/ 枚)		
(※)との 対応	種目	貸与価格(円)	提案する理由	【説明方法】 カタログ Webページ TAISページ 実物等	採 否
	提案品目(商品名)	全国平均 貸与価格(円)			
	機種(型式)/TAISコード				

ふくせん 福祉用具サービス計画書(利用計画)						管理番号	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間	
利用者名	様 女	M・T・S	年 月 日			～	
居宅介護 支援事業所						担当ケアマネジャー	
生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)				福祉用具利用目標			
選定福祉用具(レンタル・販売)				(/ 枚)			
	品目	単位数	選定理由				
	機種(型式)						
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
留意事項							
☐ 私は、貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を受けました。 ☐ 私は、貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を受けました。 ☐ 私は、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。				日付	年 月 日		
				署名	印		
				(続柄)代筆者名	() 印		
事業所名				福祉用具専門相談員			
住 所				TEL			FAX

(12) 運営規程

貸与：基準第 200 条（予防：予防基準第 270 条）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 200 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 270 条）

＜令和 3 年度：改定＞

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」）を定めておかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 福祉用具貸与（販売）の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦ その他運営に関する重要事項

（問）運営規程における「指定福祉用具貸与の提供方法、取扱う種目及び利用料その他の費用の額」について、どのように定めればよいか。

（回答）

「指定福祉用具貸与の提供方法」とは 福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等

「利用料」とは 法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料（利用者負担部分）、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料

「その他の費用の額」とは ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費、② 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合に要する費用、③ 必要に応じてその他のサービスに係る費用の額、ただし、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に歴月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(4)】

(13) 勤務体制の確保等

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 101 条（予防：予防基準第 276 条により準用する基準第 120 条の 2）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 101 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 120 条の 2）

原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務体制を明確にすること。

※ 勤務表に記載すべき事項

- ① 当該従業者の職種
- ② 勤務時間
- ③ 常勤・非常勤の別
- ④ 兼務の状況（別事業所の兼務も含む）

（問）勤務体制の確保について、どのように定められているか。

（回答）利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制について、次の点に留意する必要がある。

- ① 利用者に対して適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定める。
 - ア 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成
 - イ 従業者については、専門相談員の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、等を勤務表上、明確にする。
- ② 事業者は、事業所ごとに、その従業者によって指定福祉用具貸与を提供する。（福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる専門相談員が行うべきであるが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められる。）

【基準省令解釈通知第 3-六-3-(5) 準用】

〇ハラスメント対策に関する必要な措置

＜令和 3 年度：改定＞

指定福祉用具貸与事業者は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【基準省令解釈通知第 3-一-3-(21)-④参照】

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュア

ルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職

員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

(14) 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

貸与：基準第 201 条（予防：予防基準第 271 条）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 201 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 271 条）

（問）適切な研修の機会の確保について、どのように定められているか。

（回答）指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者等の要望は多様であるため、専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。

このため、指定福祉用具貸与事業者は、専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(5)】

（問）福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等について、どのように定められているか。

（回答）福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められる。

このため、福祉用具専門相談員は、常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(5)】

(15) 福祉用具の取扱種目

貸与：基準第 202 条（予防：予防基準第 272 条）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 202 条（予防：予防基準 289 条により準用する基準第 272 条）

利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

（問）車いす付属品及び特殊寝台付属品は、福祉用具種目解釈通知に掲げられるものに限られるか。

（回答）福祉用具種目解釈通知に掲げられているものは、例示である。両付属品ともに、本体の車いす及び特殊寝台の利用効果の増進に資するものであれば、指定福祉用具貸与として保険給付の対象とすることができる。

ただし、両付属品ともに、本体と一体的に使用されるものに限る。

※ 新商品等が保険給付対象となるかどうかの判断は保険者である市町村で行うため、対象となるか不明である場合は必ず事前に確認を行うこと。

(16) 業務継続計画の策定等

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 30 条の 2（予防：予防基準第 276 条により準用する第 53 の 2 の 2）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 30 条の 2（予防：予防基準第 289 条により準用する第 53 条の 2 の 2）

＜令和 3 年度：改定＞

- 1 指定福祉用具貸与事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【基準省令解釈通知第 3-2-3-(7) 参照】

(1) 居宅基準第 54 条により準用される居宅基準第 30 条の 2 は、事指定福祉用具貸与業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると

もに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第 30 条の 2 に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。

なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、令和 3 年改正省令附則第 3 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。

(2) 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

イ 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

c 他施設及び地域との連携

(3) 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(4) 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練

については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(17) 衛生管理等

貸与：基準第 203 条（予防：予防基準第 273 条）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 31 条（予防：予防基準第 289 条により準用する第 53 条の 3）

- ① 従業員の清潔の保持、健康状態について必要な管理を行うこと。
- ② 事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めること。

【福祉用具貸与】

- ① 回収した福祉用具は、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具に区分して保管しなければならない。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、その製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

- ② 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者（福祉用具貸与事業所を開設する法人が経営する他の事業所及び福祉用具貸与事業所に福祉用具を貸与する事業者を含む。）に行わせる場合は、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（福祉用具貸与事業を開設する法人が運営する他の事業所に行わせる場合は、業務規程等）において、次の事項を文書により取り決めなければならない。

（甲＝委託先の他の事業者、乙＝福祉用具貸与事業所）

（イ）委託業務の範囲

（ロ）委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

（ハ）委託業務が、甲の従業員によって指定福祉用具貸与事業に係る運営基準に沿って適正に行われていることを、乙が定期的に確認する旨

（ニ）乙が委託業務に関し甲に対して文書により指示を行い得る旨

（ホ）乙が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう甲に対して二の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを乙が確認する旨

（ヘ）甲が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在

（ト）その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

- ③ 福祉用具貸与事業所は、②の（ハ）及び（ホ）の確認の結果の記録を作成しなければならない。また、②の（ニ）の指示は文書により行わなければならない。

【運営指導において確認された改善指導対象例】

- ・ 消毒済みの福祉用具と回収後未消毒の福祉用具を明確に区分せずに保管していた。
- ・ 委託契約書において、②のイ～への事項が取り決められていない。
- ・ ②のハの定期的確認及びその確認の記録が行われていない。

○感染症の発生、又はまん延防止のための措置

＜令和３年度：改定＞

⑥ 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定福祉用具貸与事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 2 当該指定福祉用具貸与事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 3 当該指定福祉用具貸与事業者において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

【基準省令解釈通知第3-2-3-(8)-②参照】

(1) 居宅基準第 54 条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅基準第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定については、訪問介護と同様であるので、第 3 の一の 3 の (23) の①を参照されたい。

(2) 居宅基準第 54 条の規定により指定訪問入浴介護の事業について準用される居宅基準第 31 条第 3 項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第 4 条において、３年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね 6 月に 1 回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

訪問入浴介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(18) 掲示及び目録の備え付け

貸与：基準第 204 条（予防：予防基準第 274 条）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 204 条（予防：予防基準第 289 条により準用する基準第 274 条）

＜令和 3 年度：改定＞

- ① 事業所内の見やすい場所に、**運営規程の概要その他重要事項**を掲示しなければならない。
- ② 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- ③ 取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料（販売費用の額）その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

【運営指導において確認された改善指導対象例】

- ・事業所内に必要事項の掲示がなされていない。
- ・目録に福祉用具の品名ごとの利用料が記載されていない。

(19) 秘密保持等

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 33 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 5）

販売：基準第 216 条により準用する基準 33 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 5）

- ① 従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業者は、従業者が退職した後も、秘密保持を図るよう必要な措置を講じなければならない。
- ② サービス担当者会議等において、課題分析等のために利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、事前に当人から文書による同意を得ておかななければならない。なお、この同意は、契約時に利用者・家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

(20) 苦情処理

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 36 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 8）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 36 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 8）

苦情処理体制及び手順等具体的な措置の概要を重要事項説明書に記載し、事業所に掲示すること。また、以下を利用者・家族に周知すること。

利用者苦情相談窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口

〒862-0911 熊本市東区健軍2丁目4-10

TEL : 096-214-1101 FAX : 096-214-1105

(21) 地域との連携等

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 36 条の 2（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 9）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 36 条の 2（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 9）

＜令和 3 年度：改定＞

- ② 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めなければならない。

(22) 事故発生時の対応

貸与：基準第 205 条により準用する基準第 37 条（予防：予防基準第 276 条により準用する予防基準第 53 条の 10）

販売：基準第 216 条により準用する基準第 37 条（予防：予防基準第 289 条により準用する予防基準第 53 条の 10）

（問）事故発生時、どのような対応をする必要があるのか。

（回答）① 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

② 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

③ 事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

④ 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましい。

⑤ 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保

陰に加入しておくか、または賠償資力を有することが望ましい。

⑥ 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

【基準省令解釈通知第3—3—(27)準用】

(23) 虐待の防止

貸与：基準第205条により準用する基準第37条の2（予防：予防基準第276条により準用する予防基準第53条の10の2）

販売：基準第216条により準用する基準第37条の2（予防：予防基準第289条により準用する予防基準第53条の10の2）

＜令和3年度：改定＞

指定福祉用具貸与事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 当該指定福祉用具貸与事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【基準省令解釈通知第3—3—(31)参照】

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和３年改正省令附則第２条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(24) 記録の整備

貸与：基準第204条の2(予防：予防基準第275条)

販売：基準第215条(予防：予防基準第288条)

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ② 利用者に対する福祉用具貸与（販売）の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から **5 年間保存**（保存期限については条例による）しなければならない。

【貸与・販売共通】

- ・ 福祉用具貸与（販売）計画
- ・ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ・ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

【福祉用具貸与】

- ・ （福祉用具の保管、消毒を他事業者へ委託する場合）
当該事業者の業務の実施状況についての確認結果の記録

（ 2 5 ） 電磁的記録等

居宅基準第 217 条

＜令和 3 年度：改定＞

- 1 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 11 条第 1 項（第 39 条の 3、第 43 条、第 54 条、第 58 条、第 74 条、第 83 条、第 91 条、第 105 条、第 105 条の 3、第 109 条、第 119 条、第 140 条（第 140 条の 13 において準用する場合を含む。）、第 140 条の 15、第 140 条の 32、第 155 条（第 155 条の 12 において準用する場合を含む。）、第 192 条、第 192 条の 12、第 205 条、第 206 条及び第 216 条において準用する場合を含む。）及び第 181 条第 1 項（第 192 条の 12 において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

【基準省令解釈通知第 5-1、5-2 参照】

1 電磁的記録について

居宅基準第 217 条第 1 項及び予防基準第 293 条第 1 項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
 - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
 - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) その他、居宅基準第 217 条第 1 項及び予防基準第 293 条第 1 項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

2 電磁的方法について

居宅基準第 217 条第 2 項及び予防基準第 293 条第 2 項は、利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。

- (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第 8 条第 2 項から第 6 項まで及び予防基準第 49 条の 2 第 2 項から第 6 項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についての Q & A（令和 2 年 6 月 19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。
- (4) その他、居宅基準第 217 条第 2 項及び予防基準第 293 条第 2 項において

電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。

- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

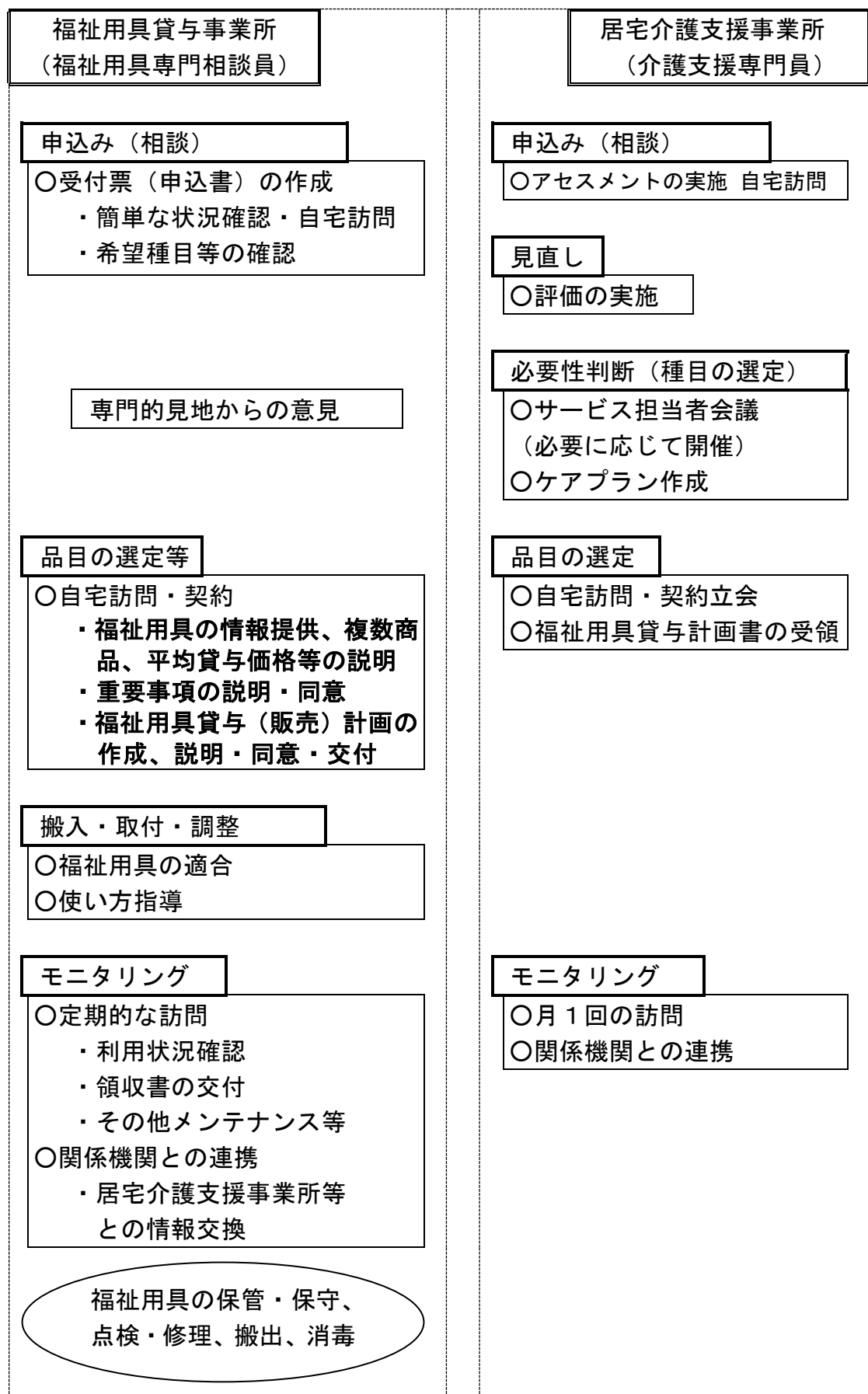
◎3 - 2 介護サービス事業の事務負担軽減に係る基準等の改正

○ (介護予防)福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催頻度の見直し

福祉用具貸与に係るサービス担当者会議については、「少なくとも6月に1回」から「必要に応じて随時」開催することに改正（平成20年9月1日施行）

福祉用具貸与サービスフロー

要介護・要支援者（家族）



Ⅱ 福祉用具貸与・販売に関する参考事項について

Ⅱ-1 軽度者に対する福祉用具貸与費の取扱いについて

◆関連通知等

- 福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について
(平成18年8月14日、厚労省老健局振興課事務連絡、介護保険制度改革インフォメーションvol.128)
- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成24年3月16日、老高発第0316第1号）

◆ 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い

- 要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の者（以下「軽度者」という。）に対する福祉用具の貸与については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい以下①～⑥の品目については、原則として保険給付の対象とされないこととなった。

※自動排泄処理装置については、要支援者、要介護1～3の者が対象とされない。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①特殊寝台（付属品を含む） | ④認知症老人徘徊感知器 |
| ②車いす（付属品を含む） | ⑤移動用リフト（つり具部分を除く） |
| ③床ずれ防止用具、体位変換器 | ⑥自動排泄処理装置 |

- ただし、軽度者についてもその状態像に応じて一定の要件に該当する者（※）については、保険給付の対象とすることが可能となっている。

※ 第95号告示第25号のイで定める状態像に該当する者

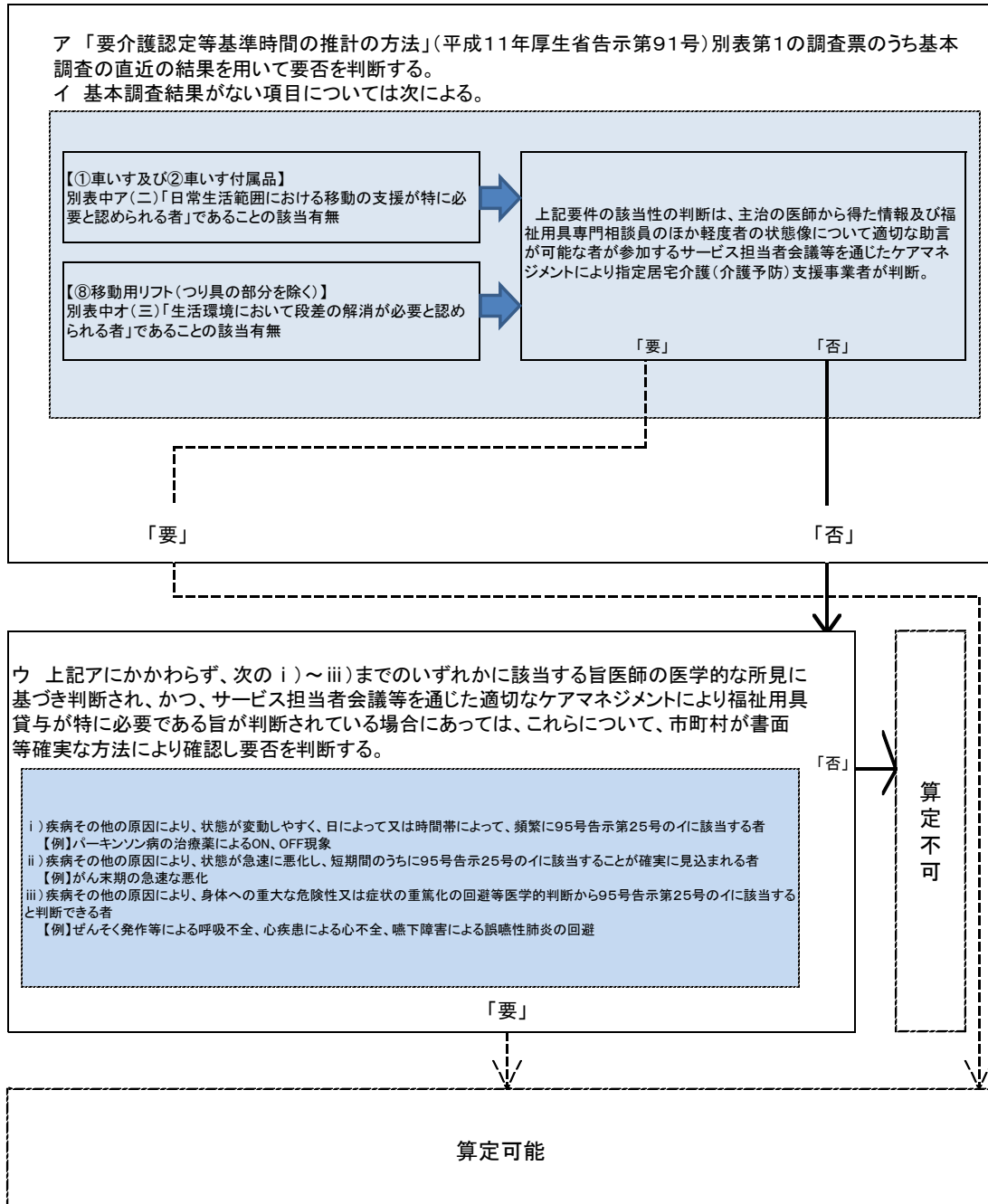
- また、上記※に該当しない者でも、一定の要件に該当し所定の手続きを得た場合には保険給付の対象とすることができるよう運用の一部見直しがなされた。（平成19年4月から適用）

軽度者に対する福祉用具貸与のフロー

1 原則

軽度者	要支援1・2	右記の福祉用具は原則として算定できない。	①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、 ⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、 ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く)、 ⑨自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)
	要介護1 ※⑨については要介護2及び3を含む		

2 例外



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要 と認められる者	※
イ 特殊寝台及び特殊寝台 付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体 位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機 器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の いずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達でき る」以外 (又は) 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれ か「2. できない」 (又は) 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいづ れか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含 む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具 の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認めら れる者	※
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参
加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。

（問）基本調査結果の確認方法はどのように行うのか。

（回答）指定（介護予防）福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定（介護予防）福祉用具貸与費を算定する場合には、表に従い「厚生労働大臣が定める者」のイの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。

なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

当該軽度者の担当である指定居宅（介護予防）支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。当該軽度者に担当の指定居宅（介護予防）支援事業者がいない場合にあっては、当該軽者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について）抜粋）

（問）利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

（回答）一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

【平成 18 年 4 月改定関係 Q&A （Vol. 2） H18. 3. 27】

（問）車いすについては、認定調査項目の「歩行」が「できる」に該当する場合、長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方であっても、例外要件に該当しないと判断するのか。

（回答）長距離歩行ができない方や、屋外における歩行ができない方については、「歩行」が「できる」に該当する場合であっても、例外要件に該当しないと必ずしも判断されるわけではない。

すなわち、車いすの例外要件については、以前より、認定調査項目の「歩行」によるほか、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められ

る者」としてケアマネジメントによる総合的な判断が求められており、地域の事情に応じて判断することになる。

したがって、「長距離歩行は移動ではない」、「屋外は日常生活範囲に含まれない」等の一律的な判断は妥当ではない。

【H19.3.30 付け厚生労働省老健局振興課通知「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」】

（問）移動用リフトのうち、「昇降座椅子」については、認定調査項目の「立ち上がり」による必要性の判断ができないと思うが、考え方如何。

（回答）認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断することになる。

その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子までの動き」を評価する必要がある、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を利用する必要があるためである。したがって、昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではない。

【H19.3.30 付け厚生労働省老健局振興課通知「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」】

Ⅱ-2 サービス中止時の配慮等

① 保険給付対象外サービスに係る配慮

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象外となった利用者の選択により当該利用者が費用を支払うことによる福祉用具貸与の契約を行う場合、当該契約に基づくサービス提供は、指定福祉用具貸与自体ではないものの、介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

② 介護保険対象サービスと対象外サービスの価格差

指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならないこと。

③ 販売を行う場合の配慮

利用者の希望に応じて、従前、福祉用具貸与の対象とされていた福祉用具をあらためて当該利用者に販売する際には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意するほか、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく経過措置が平成18年3月31日をもって終了していることにかんがみ、PSEマークを付す等同法に基づく必要な措置を講ずること。

※ 参考（不適切事例）

- 基本調査項目1-3、1-4とも「2. 何かにつかまればできる」である利用者（要介護1）に対し、介護支援専門員が、モニタリング時の様子確認で起き上がりが困難であると判断してケアプランに位置付け、特殊寝台を貸与していた。
 - 特殊寝台を貸与できる「日常的に起き上がりが困難な者」「日常的に寝返りが困難な者」に該当するか否かは、基本調査の該当項目の結果により判断される。状態変化等が見られる場合は、区分変更申請等が必要である。
- 基本調査項目1-3、1-4とも「2. 何かにつかまればできる」である利用者（要介護1）に対し、パーキンソン病治療薬によるON・OFF現象があることを理由に、介護支援専門員のための判断で特殊寝台を貸与していた。
 - 改正通知による例外給付は、
 - ① i) ～ iii) に該当することが医師の医学的所見により判断されており、
 - ② 適切なケアマネジメントにより必要性が認められ、
 - ③ ①及び②について市町村が書面等確実な方法で確認している場合にのみ適用される。
居宅介護支援事業者及び市町村と連携のうえ、①～③のプロセスが踏まれていることを確認する必要がある。

Ⅱ-3 福祉用具等の重大製品事故情報について

○福祉用具の製品事故等の情報収集

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する必要がある。その上で、福祉用具の製品事故等の情報は重要であり、随時、様々な手段で情報収集を行うこと。

特に、対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は連絡を行い適正な手続きを行う。また、製造者名、製品名が分からなくても、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行う必要がある。

資料4 参照

	情報入手先	アドレス等
①	福祉用具製造者から 情報収集	

②	経済産業省 HP	http://www.meti.go.jp/product_safety/
③	熊本県庁 HP	http://www.pref.kumamoto.jp/ 「トップ-健康・福祉・子育て-高齢者・障がい者・介護-高齢者支援課-福祉用具等重大製品事故情報」

Ⅱ-4 福祉用具分野に係る JIS マーク表示について

資料 1 参照

Ⅱ-5 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

介護保険制度の（介護予防）福祉用具貸与によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者について、一部の鉄道車両等への乗車等が認められることとなった。

具体的な手続等については、平成 24 年 1 月 24 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について」を参照のこと。

資料 2 参照

Ⅱ-6 ハンドル型電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

平成 20 年から平成 26 年までにハンドル型電動車椅子を使用中の死亡・重症事故が多発。厚労省通知（H29.3.31 老高発 0331 第 3 号）、別添【意見書】、参考資料【報告書概要】参照のこと。

資料 3 参照

特に以下の点についてお取り扱いいただくようお願いしたい。

- 1 要介護者等が踏切の横断で使用する事が想定される場合には、安全に使用するための留意事項について、あらかじめ説明を行うこと。
- 2 要介護者等の使用環境を十分に確認いただいた上で、登降坂性能を超える急坂での使用が想定される場合には、警告機能を有するものを選定すること。
- 3 周囲へ緊急事態を知らせる方法について、具体的な使用場面を想定しながら検討いただくとともに、必要に応じて実際にハンドル形電動車いすを使用させながら使用方法の指導を行うこと。

Ⅲ 介護報酬算定に関する基準について

Ⅲ-1 はじめに

介護報酬に係る基準等については、下図の省令・通知等（以下「通知等」という。）に示されています。詳細については、通知等の原文をご参照ください。

算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成12年厚生省告示第19号）
予防算定基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （平成18年厚生労働省告示第127号）
算定基準解釈	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 （訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与にかかる部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について （平成12年老企第36号）
予防算定基準解釈	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の額の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

Ⅲ-2 平成27年度介護報酬改定について

（1）複数の福祉用具を貸与する場合の運用

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

→P15 参照

（2）福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の種目の対象項目の追加

介護保険制度における福祉用具の種目、種類に係る見直しについては、利用者、保険者等からの要望調査を踏まえ、専門家等から構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（平成26年10月28日開催）において議論が行われ、当該結論が社会保障審議会介護保険給付費分科会へ報告された。

これらを踏まえ、介護報酬改定と併せ、下記のとおり新たな項目が追加された（種目自体の追加ではない点に留意）。

	種目（変更なし）	追加項目
【福祉用具（貸与）】	車いす	「介助用電動車いす」

【特定福祉用具（販売）】	腰掛便座	「水洗ポータブルトイレ」
【住宅改修】	洋式便器等への便器の取り替え	「便器の位置・向きの変更」

（３） 複合的機能を有する福祉用具の取扱いの見直し

福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有する福祉用具のうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に該当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に該当する部分に限り給付対象とするよう見直した。

（４） 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

福祉用具専門相談員の更なる質の向上、専門性確保の観点から、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムを見直した。

＜見直しの概要＞

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加
- ・時間数について、現行の 40 時間に 10 時間を加え、計 50 時間にする
- ・筆記の方法による修了評価（１時間程度）の導入

（５） 福祉用具専門相談員の資質の向上に係る規定の新設

（４）の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得・維持及び能力の向上といった自己研鑽に常に努める旨の規定が新設された。

→P30 参照

（６） 福祉用具専門相談員要件の見直し

平成 27 年 4 月 1 日から、福祉用具専門相談員となるための要件から介護員養成研修修了者（基礎研修課程・１級課程・２級課程・介護職員初任者研修課程の修了者）が外れ、国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定された。

(7) 福祉用具貸与算定費等単位数の算定構造

◆福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

◆介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。
(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

(8) 福祉用具貸与費等の内容

① 福祉用具貸与費等（１月につき）

□（介護予防）福祉用具貸与費（１月につき）

現に福祉用具貸与等に要した額とする。

（注１）

・搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与等に要したものに含まれるものとし、個別には評価しない。

例示モデル

現に福祉用具貸与等に要した額

①福祉用具を調達するのに要した額	②交通費、搬出入費	③その他の経費 人件費等
------------------	-----------	-----------------

② 特別地域福祉用具貸与加算等

※算定に当たっては、事前に体制届の提出が必要

□特別地域（介護予防）福祉用具貸与加算

- (1) 指定福祉用具貸与事業所等が、特別地域加算対象地域に所在する場合、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。
- (2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の１００／１００を限度）できる。（熊本県内の１単位の単価は千分の千）
- (3) 交通費に相当する額とは、当該指定福祉用具貸与等に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員１名の往復の交通費を合算したものである。
- (4) 特別地域加算対象地域とは、離島振興対策実施地域（離島振興法第２条第１項）、振興山村（山村振興法第７条第１項）、厚生労働大臣が別に定める地域（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表１の注１０）であるが、具体的には「特別地域加算等にかかる対象地域一覧表」を参照し確認すること。

算定基準解釈(1)①

【交通費の算出方法について】

「通常の事業の実施地域において指定福祉用具を行う交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬又は移動を行う場合は又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

【交通費の価格体系の設定等について】

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供にあたっては利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③ 中山間地域等における小規模事業所加算

(1) 指定福祉用具貸与事業所等が、中山間地域等に所在し、かつ福祉用具貸与の実利用者が15人以下／月（予防福祉用具貸与の実利用者が5人以下／月）である場合で、通常の事業の実施地域において当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。

(2) 通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の3分の2に相当する額を限度）できる。

(3) 中山間地域等とは、特別地域加算対象地域以外の地域で、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に指定されている地域であるが、具体的には「特別地域加算等にかかる対象地域一覧表」を参照し確認すること。

- ・ 具体的な中山間地域等は別紙「特別地域加算等に係る対象地域一覧表」を参照。
- ・ 実利用者数は前年度（三月を除く。）の一月当たりの実利用者数である。

④ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- (1) 中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて当該福祉用具貸与の提供を開始する月に算定できる。
- (2) 通常の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の3分の1に相当する額を限度）できる。
- (3) 中山間地域等とは、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、離島振興法及び山村振興法に指定されている地域であるが、具体的には「特別地域加算等にかかる対象地域一覧表」を参照し確認すること。

- ・ 具体的な中山間地域等は別紙「特別地域加算等に係る対象地域一覧表」を参照。
- ・ 事業者が運営規程に定める「通常の実施地域」内の利用者にサービスを提供した場合は算定できない。
- ・ 特別地域福祉用具貸与加算等、③中山間地域等における小規模事業所加算と併給可能。

当該加算を算定する利用者については、運営規程に定める交通費の請求は不可。

Ⅲ-3 平成 30 年度介護報酬改定について

(1) 貸与価格の上限設定等

○福祉用具貸与について、平成 30 年 10 月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。

①上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国標準価格＋1 標準偏差（1SD）」を上限とする。

②平成 31 年度以降、新商品についても、3 ヶ月に 1 度の頻度で同様の取り扱いとする。

③公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成 31 年度以降も、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行う。

④全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数がある商品について適用する。

なお、上記については、施行後の実態を踏まえつつ、実施していくこととする。

※③について、令和 3 年 4 月からは 3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すことになる。

(2) 機能や価格帯の異なる複数商品の揭示等

○利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。

①貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。

②機能や価格等の異なる複数の商品を利用者に提示すること。

③利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネージャーにも交付すること。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1) (H30. 3. 23)

介護保険最新情報 Vol. 629

【問 130】機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

【答】例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

Ⅲ-3 令和3年度介護報酬改定について

(1) 認知症に係る取組の情報公表の推進

介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表を求めることとする。

(2) 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行うこととする。

(3) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する。

Ⅳ よくある質問 ～Q & A～

【Q1】介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台 付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

【A1】既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。 【WAMNET Q&A】

【Q2】利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合どのような援助が必要か？

【A2】事業者は、指定福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられている必要があることを踏まえ、次に掲げる援助を行わなければならない。

- ① 居宅介護支援事業者への連絡
- ② サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明
- ③ その他の必要な援助

【Q3】 指定福祉用具貸与の提供を中止できる場合は、どのような場合か？

【A3】 あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

【基準省令解釈通知第 3-11-3-(1) 準用】

【Q4】 搬出入に要する費用について、どのように定められているか？

【A4】 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。

ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【Q5】 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている場合は、福祉用具貸与費は、算定できるか？

【A5】 算定できない。

※ 認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）や特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、通常の介護報酬において、福祉用具貸与に係る介護報酬は含まれていると考えられるため。

【Q6】 福祉用具貸与費は、短期入所生活介護を受けている利用者であっても算定できるか？

【A6】基本的には、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護等と同様、短期入所施設の福祉用具を使用すべきであるが、短期入所生活介護が一時的な利用を想定しており、居宅にいる時に貸与を受けていた車いす等の福祉用具を継続して使いたいという利用者の希望がある場合等は、算定は可能である。

【Q7】月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法は、どうすればよいのか？

【A7】福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。

福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。

ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。

いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になれるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

【介護報酬に係る Q&A (Vol. 2) について H15. 6. 30】

【Q8】福祉用具貸与の利用料には、搬出入費用を含めることになるが、6ヶ月の貸与期間で、搬出入費用を1月目にまとめ、あとの5ヶ月については、平準化した料金を設定することは可能か？

【A8】搬出入費の考え方については、レンタル価格に包括して平準化することとしている。開始月に搬出入費をまとめることは、平準化しているといえないのでできない。

【Q9】介護保険の施設に入所している要介護者に対して、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？

【A9】算定することはできない。

【Q10】介護保険の指定を受けていない医療機関に入院している被保険者に対し、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か？

【A10】この場合の福祉用具については、医療機関において提供されるものであり、算定することはできない。

【Q11】福祉用具の継続貸与について、毎月、サービス提供票は必要か？

【A11】事業者は、居宅介護支援事業者が作成するサービス提供票に基づき、利用者に対してサービスを提供するものであり、当然、毎月サービス提供票は必要である。

【Q12】福祉用具を貸与した場合、消費税の取扱いはどうなっているのか？

【A12】

① 非課税扱いとなる福祉用具について

介護保険給付対象となる福祉用具のうち、「厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める告示」（平成3年6月7日厚生省告示第130号）に該当する福祉用具については、消費税が非課税となる。

② 搬入搬出費の取扱いについて

介護保険の福祉用具貸与では、福祉用具の搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用（貸与価格）に含まれることとされていることから、貸与する福祉用具が身体障害者用物品に該当するときは、貸与価格全体が非課税となる。

なお、福祉用具貸与の特別地域加算については、貸与価格とは別に交通費の実費を評価するものであり、搬出入という個別のサービスであることから、身体障害者用物品に該当する福祉用具に係るものであっても非課税とならない。

③ 保険給付の範囲について 介護保険の給付対象となる居宅サービス等については、原則として、その要する費用の9割（※）が給付されることとなっており、身体障害者用物品に該当しない福祉用具貸与及び特別地域加算（搬出入費）については、消費税相当分を含めた費用の総額が保険給付の対象となる。したがって、指定福祉用具貸与事業者等は、利用者（購入者）に対して、消費税相当額を含んだ利用料等の総額を表示する必要がある。

【H12.2.28 付け厚生労働省老健局老人福祉振興課長通知「介護保険における福祉用具の消費税の取扱いについて」】

※平成27年8月1日からは、居宅サービス等の費用額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を居宅サービス等の費用額から除いた額が給付されることになった。

【Q13】軽度者で、福祉用具貸与費または、介護予防福祉用具貸与費の算定を受けることができない車いす、特殊寝台などの対象外種目の貸与の希望がある場合、介護保険法上の福祉用具貸与事業者または介護予防福祉用具貸与事業者が利用者の自費により、貸与（または販売）契約を行うことは可能か？

【A13】可能である。

ただし、指定福祉用具貸与事業者が保険給付の対象外となった利用者の選択により当該利用者が費用を支払うことによる福祉用具貸与の契約を行う場合、当該契約に基づくサービス提供は、指定福祉用具貸与自体ではないものの、介護保険法に基づく指定事業者であることにかんがみ、サービス内容や価格に関する利用者への説明、衛生管理や安全性の確保等に配慮すること。

また、利用者の希望に応じて、従前、福祉用具貸与の対象とされていた福祉用具をあらためて当該利用者に販売する際には、不当な価格とならないよう配慮するとともに、福祉用具としての衛生面や安全性の確保等に留意するほか、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に基づき P S E マークを付す等必要な措置を講ずること。

なお、指定福祉用具貸与事業者が、保険給付の対象となる指定福祉用具貸与と保険給付の対象外の福祉用具貸与サービスの双方を行う場合について、サービス内容の相違等によって両者の価格が異なることは、通常問題とはならない。

【H18.8.14 厚生労働省老健局振興課事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱いについて」】

特別地域加算等に係る対象地域一覧表							別紙2
特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算							
中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算							R3.6～
市町村名	離島振興対策実施地域	振興山村	厚生労働大臣が別に定める地域	辺地	半島地域	特定農山村	通達地域
根拠条文	離島振興法第2条第1項	山村振興法第7条第1項	厚生労働大臣が定める特例居住サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	半島振興法第2条第1項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項	通達地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条、第3条、第42条
特別地域加算	○	○	○				
中山間地域等における小規模事業所加算				○	○	○	○
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	○	○		○	○	○	○
八代市		旧坂本村旧下松求麻村 旧坂本村旧百済来村 旧東陽村旧河俣村 旧泉村	坂本町(坂本、荒瀬、栗木、鎌瀬、中津迫及び市ノ俣に限る) 東陽町小浦(内の原、箱石に限る)	深木、辻、貴・川原谷、小川内、木々子、内の木場、仁田尾、松木、釈迦院		旧坂本村 旧東陽村 旧泉村	旧坂本村 旧東陽村 旧泉村
人吉市				鹿目町、田野町		全域	
水俣市		旧久木野村		本井木・岩井口		全域	全域
玉名市				奥野、大栄		旧八嘉村 旧米富村	
山鹿市		旧鹿北町旧岳間村 旧菊鹿町旧内田村		茂田井、曲野、荒平、小川内・後川内、麻生、柚の木谷、上中、底野、柏の木、矢谷、上内田、山内、池永、岩倉		旧山鹿市 旧三岳村 旧山鹿市 旧三玉村 旧鹿北町 旧菊鹿町 旧内田村 旧鹿矢町 旧米野岳村 旧鹿矢町 旧山内村	全域(みなし指定)
菊池市		旧龍門村		小木、班蛇口、柏木護、杉生、伊牟田、原本村、平山若木、桜ヶ水、龍門、重味、塚原、宮野市野瀬		旧菊池市 旧旭志村	
宇土市				扇谷・飯塚、花園、網田、網津	全域	旧鶴川村 旧網田村	
上天草市	湯島(旧大矢野町) 中島(旧松島町)	旧松島町旧敷良木河内村		湯島、西目、星平、大作山、下橋川	全域	旧松島町 旧鉾戸町 旧龍ヶ岳町	全域
宇城市				吉塚、八柳・千房、古屋敷、大見、舞鶴、平原、向山、山田、馬場、成江	旧不知火町 旧三角町	旧三角町旧大岳村	旧三角町、旧豊野町
阿蘇市		旧一宮町旧古城村 旧一宮町旧中通村		道省、立塚、横堀、坂の上、萩の草		全域	旧波野村、旧阿蘇町
天草市	横浦島(旧御所浦町) 牧島(旧御所浦町) 御所浦島(旧御所浦町) 横島(旧新和町)	旧本渡市旧伊予土村 旧牛深市旧二浦村 旧天草町旧福連木村 旧天草町旧下田村		方原上・下、平・市古木、長迫、池田、山浦、外平、大浦・元浦、牧島、横浦島、龍口、御所浦、大河内、宮南、上大多摩、城ヶ、石立、金山、板之内内、女岳、今村	全域(旧御所浦町を除く)	旧本渡市 旧牛深市 旧有明町 旧御所浦町 旧倉岳町 旧新和町 旧五和町 旧天草町 旧河浦町	全域
美里町				坂本、中、弘川、椿・下草野、松野原、川越、甲佐平、早稲、柏川		旧中央町旧年持村 旧砥用町	全域
南関町							全域
長洲町						旧六栄村	
和水町				坂本、上十町		旧三加和町	全域
大津町		旧瀬田村		真木、新小屋		旧瀬田村	
南小国町		全域		黒川、波屋原、吉原		全域	全域
小国町		全域		岳の湯、明里、田原、北河内、麻生橋、名原		全域	全域
産山村		全域		片俣		全域	全域
高森町		旧草部村		中、矢津田、草部、芹口、菅山、永野原、下切、津留、野尻、河原、尾下		旧草部村 旧野尻村	全域
西原村		旧河原村		桑鶴、宮山、下あげ		旧山西村	
南阿蘇村		旧久木野村		沢津野・乙ヶ瀬		旧久木野村 旧長塚村	全域(みなし指定)
御船町				浅の藪・間所、田代東部、田代西部、水越		旧滝水村 旧陣村	
益城町						全域	
甲佐町		旧宮内村		坂谷		旧甲佐町 旧宮内村 旧豊野村	全域
山都町		旧矢部町旧白糸村 旧清和村旧小峰村	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原、安方	島木4区、島木2区、下鶴、菅、目丸、猿渡、三ヶ、柏木、麻山後谷、御所、緑川、原原、郷野原、川口、木原谷、井無田、鶴鹿、法蓮寺・日名田、高月、尾野尻、長崎、崎、花上、下山、大見口、上差尾、玉目、高畑、東竹原、柳、高辻、伊勢、長谷、神の前、塩出迫、八木、小峰		全域	全域
芦北町		旧芦北町旧大野村 旧芦北町旧吉尾村		岩屋川内、海路、大野、西谷、東谷		全域	全域
津奈木町						全域	全域
多良木町		旧久米村		槻木、柳野、宮ヶ野、赤木		全域	全域
湯前町						全域	全域
水上村		全域		江代、舟石・高澄、川内、本野・笠原		全域	全域
相良村		旧四浦村				全域	全域
五木村		全域		小鶴、平瀬、内谷		全域	全域
山江村		全域		尾崎、屋形		全域	全域
球磨村		全域		糸原・立野、毎床・大無田、浦野、神瀬、岳本・黒白		全域	全域
あさぎり町		旧上村		平山、阿蘇		旧上村	全域
菊北町			全域		全域	旧郡島々村	全域

※中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域については、上記一覧表の該当地域のうち、特別地域加算の対象地域を除いた地域となります。

